

長寿命住宅登録基準

- 1 設計計画について、次の各項を満たしていること。
 - イ 長期優良住宅普及促進法第 5 条第 1 項に定める長期優良住宅建築等計画の認定を受けること。但し、同法第 6 条第 1 項二号に定める規模要件に適合しないことにより長期優良住宅建築等計画の認定を受けることができない場合にあっては、同法第 2 条第 4 項に定める「長期使用構造等」の要件を満たしていればこの限りではない。
 - ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）施行規則第 4 条第 1 項に定める設計住宅性能評価書の交付を受けること。
- 2 施工計画について、次の各項を満たしていること。
 - イ 適切な点検方法及び点検項目を定め、工事工程内での社内検査を実施すること。
 - ロ 品確法施行規則第 7 条第 1 項に定める建設住宅性能評価書の交付を受けること。
- 3 瑕疵保証措置について特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 3 条に基づく措置を講じること。
- 4 維持保全計画について次の各項を満たしていること。
 - イ 適切な点検方法及び点検項目を定め、竣工後の維持保全を実施すること。
 - ロ 実施した点検の結果を記録すること。
- 5 住宅の設計図書等の書類及び点検等の記録（以下「住宅履歴等の記録」という。）を蓄積し、維持保全等に活用するため、次の各項を満たしていること。
 - イ 別表に定める書類を保管すること。
 - ロ 登録された住宅で実施した点検等の記録を確実に蓄積及び更新すること。
 - ハ 登録された住宅の建築主（登録された住宅の譲渡を受けた譲り受け人を含む。以下同じ。）から蓄積している住宅履歴等の記録の提出を求められた場合、速やかに提出すること。

以上

別表

(1)建築確認関係	地盤調査報告書
	確認申請書及び添付図書
	確認済証
	中間検査合格証
	検査済証
	開発許可申請書及び関係図書
(2)住宅性能評価関係	住宅性能評価申請書及び添付図書
	住宅性能評価書（設計・建設）
(3)長期優良住宅関係	認定申請書及び添付図書
	認定通知書
	建築工事完了報告書
(4)竣工段階関係	竣工時点の配置図、平面図及び立面図
	使用材料リスト
(5)維持保全関係	維持保全計画書（定期点検計画書を含む。）
	点検結果報告書

- ・ 建築関係図書は図書が作成された場合にのみ必要。
- ・ 必要な情報を他の図書等により確認できる場合、重複した保管は不要。